

[平成 29 年 5 月 15 日]



## (一社) 日本松保護士会ニュース<第1号>

事務局：増田 信之 Tel 0748-69-5861 matsuhogo@iaa.itkeeper.ne.jp

広報部：古谷 孝行 (188号)、石黒 秀明 (203号)、大木 幹夫 (322号)

### 【会長あいさつ】

一般社団法人 日本松保護士会

会 長 岩 瀬 森の助

各 位

『一般社団法人 日本松保護士会設立にあたりまして』



一般社団法人 日本松保護士会設立にあたり、ご挨拶を申し上げます。平成29年3月1日(水)、滋賀県彦根市、彦根キャッスルリゾート&スパにおきまして、平成29年度日本松保護士会第10回通常総会を開催し、通常議事案件(役員改選及び顧問の委嘱も含む)、および任意団体 日本松保護士会の解散が決議されました。

続いて、日本松保護士会法人設立総会を開催し、一般社団法人日本松保護士会の設立が決議されました。

来賓として下記の方々のご臨席くださいました。

林野庁 森林整備部 研究指導課 森林保護対策室長 森山昌人様

滋賀県 中部森林整備事務所長 奥田正英様

一般財団法人 日本緑化センター 専務理事 浦田啓允様

独立行政法人 森林総合研究所 東北支所 中村克典様

滋賀県 樹木医会会長 鹿田 良男様

一般社団法人 全日本木材市場連盟 事務局長 立花 登様

元 独立法人 森林総合研究所 管理官 田畑 勝弘様

また、林野庁森林保護対策室室長 森山様及び、一般財団法人 日本緑化センター 専務理事 浦田啓允様並びに滋賀県琵琶湖環境部技監(兼)森林政策課長の水田様の代理として滋賀県中部森林整備事務所長 奥田様より祝辞の代読をいただきました。

さらに、祝電を、一般財団法人 日本緑化センター会長 進藤 清隆様、一般社団法人 日本樹木医会会長 椎名 豊勝様より、いただきました。

総会終了後、一般社団法人設立記念特別講演会を開催し、特別講演として「世界の松くい虫被害と防除に関する最近の話題」と題し、国立研究開発法人 森林総合研究所 東北支所生物被害研究グループ長 中村 克典(博士)様より、新知見の興味深い講演をしていただきました。

さらに、事例報告として、「無人ヘリによる松くい虫防除の腐朽と課題」と題して、元ヤンマーヘリ&アグリ株式会社 無人ヘリ事業部 本社営業部長 斎藤 次男(平成27年退職 松保護士第4期)様より、現況と課題の講演をいただきました。

最後に、一般社団法人日本松保護士会 法人設立記念祝賀会が開かれ、楽しい時間を、皆様とともに、過ごさせていただきました。心より、感謝申し上げます。

会員の皆様のご理解・ご支援・ご協力により、長年の懸案でありました日本松保護士会の一般社団法人の一連の議決と行事を終了させていただきました。深く感謝申し上げます。

その後、滋賀県大津市にあります大津公証役場にて定款の認証を受け、大津法務局で登記を完了いたしました。

さらに、4月11日、私と新巻・増田両副会長並びに浅野監事の4名で、一般財団法人日本緑化センターと林野庁森林整備部 研究指導課 森林保護対策室に、法人登記完了のご挨拶にうかがいましたところ、慶賀と激励をいただきました。

誠にありがたいことですが、法人化に伴い、一般社団法人日本松保護士会の社会的責任もさらに重くなり、さらに、気を引き締めて、「日本のマツの緑を守る」ということを基本理念として、社会的貢献に邁進して参りたいと存じます。

今後、総会や理事会で、議論を重ね、種々の関連事業を遂行しながら着実な成果を達成すべく努力をしていきたいと思っております。

なお、これからの本会が目指す社会貢献としての事業は、下記のような事業を考えております。各地域の本会の会員様と共に行動していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

- ① 会としての松くい虫防除事業（無人ヘリ・地上防除・伐倒駆除・樹幹注入等の事業）
- ② 会員松保護士の専門技術者・指導者・講師としての派遣事業
- ③ 資格認定講習（庭園マツ特殊樹幹注入等）
- ④ 薬剤関連事業
- ⑤ 関連必要事業（危険木・支障木伐採、地盤改良等樹木活性化、樹木腐朽・病気等治療等）

また、交流会の開催については、総会時の交流会のほか、地域ごとに分担し、開催するなどして参加しやすい形にするのも良いのではないかと提案もあり、実現できれば、素晴らしいことだと思っております。

現在、財政的に大変厳しい現況ではございますが、皆様とともに工夫を重ね、会員数を増やし、いろいろな事業の実施により運営の費用を捻出して、さらに立派な社会貢献を目指し、念願の一般社団法人化を果たした新しい日本松保護士会の門出に際してのご提案をここに申し上げ、会員皆様のご指導・ご協力・ご支援を、改めて、お願いいたします、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**【平成29年度（第10回）通常総会 報告】**

平成29年度（第10回）通常総会が次のとおり開催されました。

- 1.開催日時 平成29年3月1日（水）12時00分～13時15分
- 2.開催場所 彦根キャッスル リゾート&スパ 滋賀県彦根市
- 3.司会者 石黒秀明氏
- 4.定足数関係 本日現在の正会員総数223名、出席正会員数39名、委任状提出者数103名、合計142名。以上により松保護士会会則第19条に規定する定足数を満たしており、本総会は有効であるとの報告を増田事務局が行った。
- 5.開会の辞 新巻善則 副会長
- 6.物故者黙祷 平成28年度物故者 高居正男様（島根県：8期）
- 7.会長挨拶 岩瀬森の助 会長
- 8.感謝状贈呈 長年にわたり、日本松保護士会の運営に多大のご功勞に対し感謝状の贈呈を行った。菊池直人様は、旧松保護士会から10年間の監事職を歴任しこの度の退任に際し感謝状贈呈を行った。
- 9.議長選出 司会者が議長の選任について会場に諮ったところ、「事務局一任」の発言があり、事務局より沖浜宗彦氏（福岡県）を指名、満場一致で沖浜氏が議長に選任され議長挨拶を行った。
- 10.議事録署名人の選出  
議長が議事録署名人の選任について会場に諮ったところ、「議長一任」との発言があり、議長が五十嵐光男氏（山形県）と若林喜久治氏（栃木県）を指名、満場一致で議事録署名人に選任された。
- 11.議題の審議経過及び議決結果

#### **第1号議案 平成28年度事業報告及び収支決算報告・会計監査報告について**

議案書の内容について、事務局より説明。

続いて、菊池直人監事から、平成29年2月28日に平成29年度の会務及び会計処理の状況について古川元一監事とともに監査を行った結果、適正に処理されている、との監査報告が行われた。以上の説明および報告に対し質問等がなかったため、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく原案どおり承認・議決された。

#### **第2号議案 平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について**

議案書の内容について、事務局より説明。

以上の説明に対し質問等がなかったため、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく原案どおり承認・議決された。

#### **第3号議案 会則の一部改正について**

議案書の内容について、事務局より説明。

以上の説明に対し質問等がなかったため、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく原案どおり承認・議決された。

#### **第4号議案 役員改選及び顧問の委嘱について**

議案書の内容について、事務局及び選挙管理委員長より説明。

まず初めに事務局より、定款26条の規定により、現理事、監事は本日の総会を持って全員任期満了するため、本総会で新たに選任するものである、との説明を行った。

川西茂選挙管理委員長より、選挙経過報告及び選挙結果について説明を行う。

事務局より選挙結果に基づき臨時の理事会を開催させていただくために、10分の休憩動議が上程され、議長が休憩動議の賛否を諮ったところ、異議なく承認され、10分の休憩に入った。通常総会の休憩中に別室にて臨時理事会が開催された。

休憩終了後に議事が再開され、事務局より役員改選（案）が別紙にて提案され内容について説明があった。

以上の説明に対し質問等がなかったため、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく原案どおり承認・議決された。

#### **説明事項について**

事務局より、本会の法人化に伴う本会の解散について、説明があった。（以下、説明）

本会の解散については、平成28年度の第3回理事会において、法人化に踏み切る決議がなされ、それを受けて法人化に向けて、定款の作成や公証役場からのご指導等、また、設立した後の諸問題について取り組んできました。

その中で、以下のことについて、確認されました。

##### **1.解散**

本会は、新法人の成立の日の前日をもって解散する。

3月31日です。

##### **2.新法人への移行措置**

###### **(1) 会員の新法人への移籍について**

本会の解散当日に本会に在籍する会員は、新法人の成立をもって新法人へ移籍する。

###### **(2) 財産及び権利・義務の新法人への移管について**

本会の解散当日に有している財産・義務の一切は、新法人へ移管する。

###### **(3) 現役員等の退任について**

本会の現役員は、新法人の成立の日の前日（平成29年3月31日）をもって退任する。先ほど選任された、新役員さんは、4月1日からになります。

以上の説明に対し議長より総会出席会員に、質問を伺ったところ特に質問無く説明事項についての説明が終わった。

#### **その他について**

議長より、緊急な議案の上程を伺ったところ、議案上程がなかったため、第10回通常総会の全議事の終了を宣言し、沖濱宗彦議長は挨拶を行い降壇した。

12.閉会の辞 新巻善則 副会長

以上を持って、平成 29 年度日本松保護士会第 10 回通常総会の全行事が終了し、13 時 30 分司会者が閉会を宣言した。

平成 29 年度 日本松保護士会法人設立総会

平成 29 年度 日本松保護士会法人設立総会が次のとおり開催されました。

- 1.開催日時 平成 29 年 3 月 1 日（水）14 時 00 分～15 時 00 分
- 2.開催場所 彦根キャッスル リゾート&スパ 滋賀県彦根市
- 3.司会者 古谷孝行氏
- 4.定足数関係 本日現在の正会員総数 223 名、出席正会員数 39 名、委任状提出者数 103 名、合計 142 名。以上により松保護士会会則第 19 条に規定する定足数を満たしており、本総会は有効であるとの報告を増田事務局が行った。
- 5.開会の辞 新巻善則 副会長
- 6.一般社団法人日本松保護士会の設立宣言  
岩瀬森の助 会長より一般社団法人日本松保護士会設立宣言
- 7.会長挨拶 岩瀬森の助 会長
- 8.来賓挨拶及び紹介

<祝辞> 林野庁長官（代理：林野庁森林保護対策室長 森山正人様）  
滋賀県琵琶湖環境部長（代理：滋賀県中部森林整備事務所 奥田正英様）一般財団法人日本緑化センター会長（代理：専務理事 浦田啓充様）

<紹介> 林野庁 森林整備部 研究指導課 森林保護対策室長 森山昌人 様  
滋賀県 中部森林整備事務所 所長 奥田正英 様  
一般財団法人 日本緑化センター 専務理事 浦田啓充 様  
独立行政法人 森林総合研究所 東北支所 中村克典 様  
滋賀県樹木医会会長 鹿田良男 様  
一般社団法人 全日本木材市場連盟 事務局長 立花登 様  
元独立行政法人 森林総合研究所 管理官 田畑勝洋 様

<祝電披露>

一般財団法人日本緑化センター 会長 進藤清貴 様  
一般財団法人日本樹木医会 会長 椎名豊勝 様

9.一般社団法人日本松保護士会の活動の基本方向について

事務局より資料に沿って説明。これは、本会が目指している一般社団法人は、非営利型法人であって、かつ共益的事業を主として行うという前提に立ち、活動の基本方向として取りまとめたものです。この基本方向は、会長が先に行われた法人設立宣言を具体的に述べたもの、あるいは、それを具体化するための方向を示したもの

です。

10.議長選出 司会者が議長の選任について会場に諮ったところ、「事務局一任」の発言があり、事務局より沖浜宗彦氏（福岡県）を指名、満場一致で沖浜氏が議長に選任され議長挨拶を行った。

10.議事録署名人の選出

議長が議事録署名人の選任について会場に諮ったところ、「議長一任」との発言があり、議長が五十嵐光男氏（山形県）と若林喜久治氏（栃木県）を指名、満場一致で議事録署名人に選任された。

11.議題の審議経過及び議決結果

#### **報告 一般社団法人日本松保護士会の設立に関する事**

報告事項について事務局より「一般社団法人日本松保護士会の設立に関する事」につきまして最初に、一般社団法人日本松保護士会定款の説明を行った。

議長より、報告事項は、審議・採決する事項ではありませんが新法人の出発にあたって重要な事項であり総会参加者に質問を伺った。議長より確認の意味で総会参加者の拍手を頂いた。

#### **その他について**

議長より、緊急な議案の上程を伺ったところ、議案上程がなかったため、第10回通常総会の全議事の終了を宣言し、沖浜宗彦議長は挨拶を行い降壇した。

12.平成30年度定時社員総会の開催地について

事務局より、「平成29年度は、一般社団法人日本松保護士会となって最初の定時社員総会です。次期の総会開催地については、理事会において、その内容等も含めお諮りさせていただき、日本松保護士会ニュースにより周知させていただきます。いづれにしましても、詳細検討して皆様にご連絡させていただきます。」との説明。

12.閉会の辞 新巻善則 副会長

以上を持って、平成29年度 日本松保護士会法人設立総会の全行事が終了し、15時00分司会者が閉会を宣言した。

文責：古谷孝行

**【法人設立記念講演会】**

日本松保護士会第10回通常総会が終わり、続いて一般社団法人松保護士の法人設立総会も滞りなく終わり、次に法人設立記念講演会を行いました。特別講演としまして、国立研究開発法人 森林総合研究所 東北支所 生物被害研究グループ長 中村克典様に「世界の松くい虫被害と防除に関する最近の話題」と題してお話しをして頂きました。



森林総研 中村克典先生

## 1. 松くい虫被害の世界的拡大

マツ属樹種は北米大陸を中心に北半球に広く分布しています、日本にはアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ、ハイマツ、チョウセンゴヨウの5種類となつていますが、キタゴヨウ、ヤクタネゴヨウ、リュウキュウマツを入れると8種類となり、盆栽、白砂青松、庭園の庭、借景の松など日本人には身近な存在になっています。

世界では、アジア産（東南アジアを含む）24種、ヨーロッパ産11種、アメリカ産では49種もあります。荒廃地、乾燥地の緑化、造林などマツの生態学的・社会的な重要性を持っています。

マツ材線虫病は日本だけでなく、世界のマツ・マツ林生態系にとっても重大な脅威であります。

日本では、松くい虫被害の歴史は1905年に報告があったが、化石燃料が普及する前まではそれ程気にすることではなかった。研究の結果1970年代にマツノザイセンチュウが病原体であることを発見、3～40年前まではほぼ日本限定の病害虫であったのが、最初にアジアに飛び火したのが1982年に中国の南京と香港で確認された。被害木はクロマツだったがその後中国に広く分布するバビショウが主な被害樹種となった、南京から中国南東部に拡大し2016現在では14省1直轄市で確認されるに至っている。1985年には台湾でマツノザイセンチュウを発見、導入樹種であるリュウキュウマツ、クロマツが被害にあっている。

1988年には韓国、釜山で発生するが2000年までは初発地周辺にとどまっていたのが、その後急速に拡大し2007年にはソウル市内でも確認されるようになった。被害当初の媒介昆虫はマツノマダラカミキリであり日本から移入したものと考えられているが、近年被害が拡大しているチョウセンゴヨウ林ではカラフトヒゲナガカミキリが主な媒介昆虫とされているので、従来のマツノマダラカミキリによる線虫媒介を前提とした被害拡大予測や防除体制は見直しを迫られるかも知れない。

ヨーロッパでは、早くからマツノザイセンチュウの侵入を警戒して1985年に未処理木材、チップの輸入禁止措置を取った、それでも1999年にポルトガルのセツバル半島のフランスカイガンショウ林で松くい虫被害木が発見されてしまう、ポルトガルでは南にはほとんどマツはなく、中心部より北に多い。この時期にマカオの返還という大きな出来事があり、多くの人、物資の移動がありそれによって松くい虫被害木が紛れて感染源となった可能性が推測されたが、最近のDNA分析に基づく研究ではアメリカ原産の可能性があるというのが真相は謎である。

被害侵入後のポルトガル、ヨーロッパ当局の対応は早かった、侵入確認から数年のうちに被害地域を取り囲む幅3km、延長300kmに及ぶエリアでのマツ林伐採（clear-cut belt）が実施され、媒介昆虫の地域外への移動は抑制されるはずだったが、2006年に区域から遠く離れたコインブラ付近で被害木が確認される事態となり、その後の調査によりポルトガルは全域が被害地域と見なされる事となった。

ポルトガルに広く分布しているマツはフランスカイガンショウ（クロマツに似ている）とイタリアカ

ラカサマツ（松くい虫被害は確認されていない）、現在までに確認されている主要な媒介昆虫はガンプロビンシアリス（マツノマダラカミキリに似ている、攻撃的である）一種である。

ポルトガルの被害拡大を受け、隣国のスペインでも 2008 年から 5 回の被害木が確認される（ポルトガルとの国境付近）がその度に、周囲 3 km に渡り生木とともに直ちに伐採処分されているのでスペインでは断続的な被害はまだ発生していない。

## 2. 防除対策をめぐって

松くい虫被害との長年にわたり戦ってきた日本の防除技術が、その後の被害が拡大した各国の防除対策の基盤になっているが、それぞれの経済状況や薬剤使用の規制により各国独自の展開を見せている部分もある。

ポルトガルの cler-cut belt に代表される予防的伐採が各国で採用されている、この方法は被害地から未被害地への媒介昆虫の移動を抑制する目的以外に、被害木周辺の潜在感染木を除去するという目的もある。（今のところスペインは成功している）

日本ではいろいろな規制や所有権の問題でなかなかそこまでの伐採は厳しい現状がある（秋田—青森間の 2 km という例はある）。

樹幹注入は韓国やポルトガルでも利用されてきているが、多くの製品を選択できる状況ではまだない、技術的にもまだ荒っぽさが目立つ。

天敵利用に関しては、どの国も必ず試みるが十分に制御できる便利な生物にはなかなか巡り会えないでいる。日本で開発されたボーベリア製剤による成虫駆除は松くい虫防除技術において画期的と言えるのではないかと（しかし日本ではあまり普及していない）。

捕食性昆虫の利用に関しては中国が一步リードしている、従来からのアリガタバチの利用に加えサビマダラオオホソカタムシも視野に入れた研究が行われている、しかしながらこれには膨大な労働力が必要なので、他国にはおいそれとまねが出来るものでもない。

誘引剤（フェロモン）を使えないかという発想は早くからあったが、日本では実用化には至らなかった、しかしヨーロッパでの研究の進展により 2010 年にガンプロビンシアリスから、モノカモールが特定され大量捕獲が期待されているが、それ単体では効果が弱いので、枯死木の発揮成分との組み合わせで効果を発揮するものである、生息するカミキリ成虫の 60% を捕殺できたとの事であり、誘引力は高いのだけれども、松くい虫被害を抑制できる程ではない。

伐倒駆除の効率化に向け地上では見落としがあるが、オルソ化（地図に重ねられるように加工）された空中写真を利用して確実な被害木の発見と位置特定を可能にする技術開発がされている。また、赤外線によって色分けする事で識別することもやっている。韓国では、ドローンを使った空中探査機が商品化されているのが紹介されている。

以上が記念講演の内容でした、この事について質問がありました。

1. 予防的伐採が行われた間伐材は、どう処分をしているのか？

A .被害材以外は利用しているとの事（貴重な資源）だが、国によっては怪しい所もあるらしい。

2. 外国でもキットを使った DNA 判定は行われているのか？



A. キットが販売されて使われているのは日本だけ（特許の関係で外国では販売されていない）しかし、研究レベルではどこでもやっている。

### 3. 潜在感染木について

A. 見極めは難しい、ヤニ打ちをしてヤニが止まっているのが潜在感染木としているがそうでもない、センチュウが入っていればそれは感染木である、ヤニが止まっているのは一種の病徴である。木の抵抗性とセンチュウの数によっておこり、あと根系感染（癒合部から侵入）でもおこりうる。

日本の防除技術のような先進的な研究は他の国では見あたらないと言っていたので、松保護士の資格持っている私たちは自信と誇りをもってやっていくべきだと改めて思いました。



斎藤次男 松保護士

続いて会員からの事例報告としまして、斎藤 次男様による「無人ヘリによる松くい虫防除の普及と課題」についてお話を頂きました。

松枯れの被害現場を見た時に適した防除方法とは何なのか、樹幹注入なのか、薬剤散布がいいのか、それも地上散布で動噴なのか無人ヘリを使ったら防除効果が上がるのかという選択肢を広げて無人ヘリではどう散布するのかを知っていく必要があるのではないのでしょうか。

H17年より林野庁から補助事業として認可され、現在、日本海側を中心に13県、3000ha位を年間防除している、場所としては保安林、景勝地、発電所、ゴルフ場などを主に散布している。無人ヘリは以外にも地上防除（動噴散布と一緒に）に入る。性能としては、エンジン21～26馬力、機体は3600mm位、30kgの重さの物を載せて飛行出来る。操作するには農林水産航空協会認定の資格を取らないといけない、オペレーター技能認定書（よく田んぼの害虫防除で使われている）、その上の指導員認定書、さらにも上の高所飛行技術認定書があり一番上の資格のみが松くい虫防除資格者になれる。飛ばすにはまず、作業設計図を作成し面積を出し区画と薬剤量を定める、1チーム4人（オペレーター、合図マン、高所車操作、薬剤補給）で行う、一か所で6機（総務省より無線機の電波を6波割り振られている）まで飛ばせる。速度15km、梢端から3～4m上から散布、散布幅5m、風速3m/秒以内、オペレーターからの距離150mで1ha当たり薬剤量30l（これはコスト削減にもなっている）を散布。散布するに對しての注意点は飛散（ドリフト）である、その要因としては、気象条件（風、風速、大気の状態）、植生（樹高、密度）、飛行条件（飛行速度、飛行高度）などの状態が変わってくる。課題としては

1. 無人ヘリ防除作業実務者の育成
  2. マツの知識と無人ヘリ防除の知識この2つを備えた人材の育成
- などがあるが無人ヘリによる防除は、急速に普及している。

以上が会員による事例報告でした、それによる質問がありました。

1. 樹冠の内部（下側）、縁部分は十分かかっているのか？
    - A. ダウンウォッシュにより上の枝から下の枝までまんべんなく撒ける、動力噴霧器では散布量が変わるが無人ヘリでは変わらない。
  2. 事故事例があれば教えてほしい。
    - A. マツ防除に関しては事故はない、しかし田んぼの防除に関してはある、良くあるのが電線などの引き込み線を巻き込んだ事故、万が一電波が途切れたとしても自動着陸する。
  3. どんな人がこの資格をもっているのか？
    - A. 職業は色々です（サラリーマン、農家、建設業）など自営業が特に多い。
  4. 費用は、だいたいどの位かかるのか？
    - A. 地上防除を役所から請け負った単価とほぼ同じくらいで出来る。
    - B.
- これからは、無人ヘリ防除が主流になってくると思うので貴重なお話が聞けました。

文責：大木幹夫

### 【法人設立記念祝賀会】

法人設立記念講演会終了後、浦田専務理事の乾杯の発声により記念祝賀会が開催されました。来賓の方々も参加され、会員の皆様共々歓談に花を咲かせていました。特に中村先生、田畑先生には、この場でしか聞けないような質問をする会員もいました。さすが宴会の席といったところでしょうか。



浦田専務理事の発声により始まる



いつも人気の田畑先生



記念祝賀会

### 【交流学習会】

翌日 2 日には、交流学習会が開催され、ガイドの案内により彦根城へと足を運びました。正門までの途中に『いろは松』という松並木があり、昔は 47 本あったと記されていました。『いろは』の名前の由来は、47 文字のようですね。しかし、残念なことに現在は、47 本は残っていません。

〇〇記念碑の説明などガイドさんが詳しく説明しているのですが、皆さんが注目をしたのは、雪で枝折れしたアカマツでした。2 月の大雪で折損して



ガイド案内による彦根城ツアー



皆さんが興味を示した折れたアカマツ

マツ林を視察しました。防除方法は樹幹注入法が主流のようで、マツ枯れにより枯れたと思われるマツは、ほとんど見られませんでした。

昼食後は、いよいよメイン視察地へ移動です。唐崎神社の『唐崎のマツ』です。このマツは、琵琶湖湖岸に成立する大松で、現在 3 代目という説明でした。地元の造園業者が管理しているとの事でしたが、何がなんでも護って欲しいと思います。



樹齢約 130 年 樹高 10m 胸高周囲 3.5m  
東西 26m 南北 25m の 1 本マツ

文責：石黒秀明

### 【事務局からの連絡】

◎会員様の住所等に変更が生じた場合は、事務局までご連絡ください。

仮事務局連絡先：増田 信之

Tel 0748-69-5861 FAX 0748-69-5862 [matsuhogo@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:matsuhogo@iaa.itkeeper.ne.jp)

**【広報部より】**

- ① 広報誌にてCM欄を設けています。CMに協賛頂ける法人様、並びに会員を募集します。掲載は、A4紙面の四分の一サイズで、1区画が5千円です。皆様、よろしくお願ひします。次回広報誌での掲載希望者は、事務局までお問合せください。
- ② ホームページを仮OPENしました。まだまだ内容が伴っていませんが、これから内容あるものにしていきたいと思ひます。 <http://matsuhogoshi-japan.com/>
- ③ またホームページの更新や、広報誌の作成のお手伝ひを頂ける方を募集しています。私どもと一緒に、日本松保護士会を盛り立てましよう！ よろしくお願ひします。